

物品・委託などの入札(見積競争)、小規模工事(50万円以下の修繕など)の参加登録申請は随時受付中

登録申請内容	物品・委託など	小規模工事(50万円以下の工事・修繕など)
申請できる方	次の要件をすべて満たしている方 ① 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方でない方 ② 希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方 ③ 国税、都道府県税および市税の滞納がない方	建設業許可がないなどの理由で、入札参加資格申請(建設工事)ができない方で、次の要件をすべて満たしている方 ① 市内に主たる事業所(本社・本店)を有する方 ② 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方でない方 ③ 希望業務の履行に必要な資格、免許などを有する方 ④ 国税、都道府県税および市税の滞納がない方
業種例	・物品購入 印刷、機械器具、文房具、事務用機器など ・業務委託 建物など各種施設管理、機械設備保守点検など ・物件借入 リース・レンタルなど	・土木造園関係 道路構造物、舗装、遊具、樹木植栽など ・建築関係 ガラス、サッシ、建具、壁、床、板金、瓦屋根、塗装など ・設備関係 電気、配線、照明、空調、水道など
申請方法	「あいち電子調達共同システム(物品等)」により、電子申請をしてください。 ※詳しくは、市公式ホームページに掲載しています。(登録有効期間：平成30年3月31日まで)	

問合せ先 財務グループ ☎ 52-1111 (内線 312・322)

7月は社会を明るくする運動強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月は強調月間として活動します。

◆地域の力が犯罪や非行を防ぎます

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。

しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、またとても大切なことです。

◆「社会を明るくする運動」に、みんなの参加を

犯罪や非行をする人がいない。あやまちからの立ち直りを支えていける地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけではなく、地域すべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

「社会を明るくする運動」は、今年で66回目を迎える全国的な運動です。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。

◆みんなで考え、参加してください

「社会を明るくする運動」では、街頭広報、ポスターの掲示、新聞やテレビなどの広報活動に加えて、だれでも参加できるさまざまな催しを行っています。イベントへの参加などをきっかけにして、どうして犯罪や非行がおきてしまうのか、安全で安心な暮らしをかなえるために、今、何が求められているのか、そして自分には何ができるのかを、みんなで考えてみませんか。

市内では、保護司会と更生保護女性会が協力し、高浜市推進委員会として活動します。

◆活動行事予定(市内)・啓発グッズの配布

とき 7月1日(金) 午前7時ごろ～

ところ 市内中学校・高浜高校校門前 ※天候などにより変更することがあります。



問合せ先 第66回社会を明るくする運動愛知県推進委員会事務局(名古屋保護観察所民間活動支援専門官室) ☎ 052-951-2947